

不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習機関の登録

1. 案内情報

- ① 手続名 : 実務修習機関の登録
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の3
- ③ 手続対象者 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の3に規定する実務修習機関としての登録を受けようとする者。
- ④ 提出時期 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の3に規定する実務修習機関としての登録を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第6条に掲げる書類を添付した申請書を国土交通大臣に提出してください。
- ⑥ 手数料 : 国税の収納を行う銀行、郵便局等において、登録免許税として麴町税務署あて9万円を納付し、その領収証書を登録申請書の裏面に貼付してください。
- ⑦ 添付書類・部数 : 添付書類は、①定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人の場合に限る）、②申請に係る意思の決定を証する書類（法人の場合に限る）、③実務修習業務を担当する役員の氏名及び略歴を記載した書類（法人の場合に限る）、④当該登録を申請しようとする者の略歴を記載した書類（個人の場合に限る）、⑤実務修習業務が、法別表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師又は指導者によって行われるものであることを証する書類、⑥登録申請者が不動産の鑑定評価に関する法律第14条の4各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面、⑦申請の日から起算し2年前の日の属する事業年度の財務諸表等、⑧その他参考となる書類です。
部数については申請書・添付書類とも1部
- ⑧ 申請書様式 : 登録申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ② 受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の5
- ② 標準処理期間 : (特に定めなし)
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

登 録 申 請 書			
登録の種類	新 規 ・ 更 新	※登録番号	第 号
		※登録年月日	年 月 日
不動産の鑑定評価に関する法律 第 14 条 の 3 の規定による実務修習機関の 登 録 第 14 条 の 6 第 2 項 の申請をします。 登録の更新 年 月 日 申請者の住所 及び氏名 国土交通大臣 殿 印			
ふりがな 氏名又は名称			
ふりがな 住所			
ふりがな 代表者名 <small>(法人の場合に限る)</small>			
実務修習業務を行 う事務所の所在地			
実務修習業務を担当する役員の氏名及び役名			
ふりがな 氏名	役 名	ふりがな 氏名	役 名
申請時の登録	第 号 (年 月 日登録)		

備 考

1. ※印欄は記入しないこと。
2. 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
3. 第 14 条 の 3、第 14 条 の 6 第 2 項の文字の一方を、及び登録、登録の更新の文字の一方を消すこと。

担 当 役 員 の 略 歴

現 住 所						
氏 名	<table border="1"> <tr> <td>明 大 昭</td> <td>生 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	明 大 昭	生 年 月 日	年	月	日
明 大 昭	生 年 月 日	年	月	日		
主 な 職 歴	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					

上記の通り相違ありません

平成 年 月 日

氏 名

㊞

(摘要) 職歴が記載できない場合は別紙に書いて添付して下さい。

登 録 申 請 者 の 略 歴

現 住 所	
氏 名	<small>明大昭</small> 生年月日 年 月 日
主 な 職 歴	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月

上記の通り相違ありません

平成 年 月 日

氏 名

㊞

(摘要) 職歴が記載できない場合は別紙に書いて添付して下さい。

誓 約 書

私
私 共 役 員 は「不動産の鑑定評価に関する法律」第
14条の4第1号の「この法律の規定に違反して、刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく
なった日から起算して二年を経過しない者」に該当しない
事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

誓 約 書

私
私 共 役 員は「不動産の鑑定評価に関する法律」第
14条の4第2号の「第14条の16の規定により登録を
取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しな
い者」に該当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

誓 約 書

(当社)は「不動産の鑑定評価に関する法律」第14条
の4第1号、第2号に該当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印